

令和2年 No.59

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

次世代教育研究推進機構（高校における授業モデル，探究型カリキュラムの開発・普及プロジェクト）に雇用される教員の任期の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年11月25日 教員研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年11月26日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第34号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：次世代教育研究推進機構（高校における授業モデル，探究型カリキュラムの開発・普及プロジェクト）に雇用される教員の任期の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は，別表に定めるとおりとする。					(任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は，別表に定めるとおりとする。				
〔省略〕					〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
〔省略〕					〔省略〕				
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師 （国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号	大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師 （国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号
<u>次世代教育研究推進機構（高校における授業モデル，探究型カリキュラムの開発・普及プロジェクト）</u>	<u>助教（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）</u>	<u>3年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>					
〔省略〕					〔省略〕				

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月26日から施行する。
- 2 次世代教育研究推進機構（高校における授業モデル、探究型カリキュラムの開発・普及プロジェクト）教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。
- 3 この規程の施行後次世代教育研究推進機構（高校における授業モデル、探究型カリキュラムの開発・普及プロジェクト）において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和6年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和6年3月31日までとする。